

# お知らせします!!

## 平成28年度臨時福祉給付金および 障害・遺族年金受給者向け給付金

消費税率の引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、障害・遺族年金受給者向け給付金を併せて支給します。

### 平成28年度臨時福祉給付金

#### ○支給要件

- ・支給対象者

平成28年度分の市民税が課税されていない方。

※ただし、  
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合  
(住民税において、課税者の扶養となっている場合)  
・生活保護の受給者である場合 など



対象となりません。

#### ○支給額

- ・対象者1人につき3千円

### 障害・遺族年金受給者向け給付金

#### ○支給要件

- ・支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金支給対象者のうち平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金などを受給されている方。

※ただし、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給している場合は対象となりません。

#### ○支給額

- ・対象者1人につき3万円



## ○申請方法

後日配布(8月末ごろ)の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請してください。  
※該当者と思われる方で書類が届かない場合は、臨時福祉給付金コールセンターにご連絡ください。

・申請先

津島市役所福祉課「臨時福祉給付金」窓口

・申請期間

平成28年9月1日(木)～12月1日(木)

## ご 注 意

- ・原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ・申請期間などは、各市区町村により異なります。

津島市以外が申請先(平成28年1月1日に住民票のある市区町村)となる方は、その市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。



臨時福祉給付金などの

**“振り込め詐欺”**や**“個人情報”の詐取**にご注意ください。



ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や津島警察署または警察相談電話(#9110)にご連絡ください。

## 問 い 合 わ せ 先

### ●申請方法に関するお問い合わせ

臨時福祉給付金コールセンター

☎0567 ( 22 ) 3770

### ●制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 特設コールセンター

☎0570 ( 037 ) 192

みな いいきゅうふ